

まちづくり局職員指定確認検査機関派遣研修要綱

（目的）

第1条 この要綱は、指定確認検査機関に職員を派遣し、指定確認検査機関における確認申請の書類審査、現場検査等の実態について体験学習させることにより、実務に基づいた精度の高い技術力を持って、市における建築行政を推進できる人材の育成に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱において、指定確認検査機関派遣研修とは、民間企業、財団法人等の指定確認検査機関に職員を派遣して行う研修をいう。

（研修先企業の選定）

第3条 職員を派遣する指定確認検査機関（以下「研修先機関」という。）はこの研修に理解を示し、職員を指導可能な指定確認検査機関のうちから、まちづくり局長が選定する。

（研修生の決定）

第4条 指定確認検査機関派遣研修に派遣する職員（以下「研修生」という。）は、まちづくり局において選考し、まちづくり局長が決定するものとする。

（研修期間）

第5条 研修生を派遣する期間は、原則として研修生一名につき1年以内とする。

（経費負担）

第6条 研修生の給料等については、市の規程に基づいて市が支給する。

2 研修生の通勤手当については、研修先機関での研修部署を勤務地とみなし、市の規程に基づいて市が支給する。

3 研修生が研修先機関で業務執行に要した費用（業務出張旅費、事務費等）については、研修先機関が支給することを原則とする。

(勤務時間等)

第7条 研修生の勤務時間、休日については、原則として、研修先機関の業務規程に従うものとする。

2 年次有給休暇等については、原則として、市の規程に従うものとする。

(災害の取り扱い)

第8条 研修中は公務扱いとし、研修中の災害及び研修先機関への通勤による災害が生じた場合は、地方公務員災害補償法の適用を受けるものとする。

(秘密を守る義務)

第9条 研修生は、研修先機関において知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協定の締結)

第10条 指定確認検査機関派遣研修の実施に当って、必要があると認めるときは、まちづくり局及び研修先機関との間において、協定を締結することができる。

(研修成果の報告)

第11条 研修生は、研修期間中、毎月研修状況の報告書をまちづくり局長に提出するものとする。

(その他必要事項)

第12条 この要綱に定めるもののほか、指定確認検査機関派遣研修の実施について必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年3月6日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年3月1日から施行する。